

○経済産業省令第十八号

電気工事士法（昭和三十五年法律第三百二十九号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、電気工事士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十一日

経済産業大臣 林 幹雄

電気工事士法施行規則の一部を改正する省令

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号イ中「電気さく」の下に「（定格一次電圧三百ボルト以下であつて感電により人体に危害を及ぼすおそれがないように出力電流を制限することができる電気さく用電源装置から電気を供給されるものに限る。以下同じ。）」を加え、同号ヲ中「（電気さく用電源装置を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工事士法（昭和三十五年法律第三百三十九号）第二条第一項に規定する一般用電気工作物及び同条第二項に規定する自家用電気工作物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

電気工事士法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 ○電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 二 （略）</p> <p>（軽微な作業） 第二条 法第三条第一項の自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる作業以外の作業</p> <p>イ 電線相互を接続する作業（電気さく（定格一次電圧三百ボルト以下であつて感電により人体に危害を及ぼすおそれがないように出力電流を制限することができ電氣さく用電源装置から電氣を供給されるものに限る。以下同じ。）の電線を接続するものを除く。）</p> <p>ロ ヲル（略）</p> <p>ヲ 電圧六百ボルトを超えて使用する電氣機器に電線を接続する作業</p>	<p>2 二 （略）</p> <p>（軽微な作業） 第二条 法第三条第一項の自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる作業以外の作業</p> <p>イ 電線相互を接続する作業（電気さくの電線を接続するものを除く。）</p> <p>ロ ヲル（略）</p> <p>ヲ 電圧六百ボルトを超えて使用する電氣機器（電氣さく用電源装置を除く。）に電線を接続する作業</p>